

令和 2 年 3 月 1 3 日

担当 電力・ガス事業課長 田原 誠一郎
TEL (082) 224-5736
FAX (082) 224-5649

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点(旧簡易ガス団地)

の指定の解除に係るパブリックコメントの受付を開始しました

本日、中国経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律の規定に基づき指定を受けた旧簡易ガスみなしガス小売事業者の旧簡易ガス団地の指定を解除することについて、パブリックコメントの受付を開始しました。

今後は、国民の皆様から寄せられた御意見や電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ指定の解除を行ってまいります。

平成 29 年 4 月から始まったガス小売全面自由化に際し、供給地点(旧簡易ガス団地)ごとの事業者のシェア等を踏まえ、一定基準を越える供給地点は、経過措置料金等の規制を課すこととし、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。)附則第 28 条第 5 項の規定に基づき、指定旧供給地点として指定しています。

この度、旧簡易ガスみなしガス小売事業者からのガス関係報告規則附則第 4 条の規定に基づく定期報告において、別添の指定旧供給地点が、改正法附則第 28 条第 1 項に規定する指定の事由がなくなったことを認めたため、同条第 2 項に基づき指定を解除するものです。

意見募集期間

令和 2 年 3 月 1 3 日(金)～令和 2 年 4 月 1 3 日(月)必着

資料の入手・意見提出方法

資料の入手方法・意見提出等の詳細については、以下の URL をご覧ください。

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除(中国経済産業局所管分)に対する意見の募集について
(電子政府の総合窓口(e-Gov)のウェブサイト)

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595220013&Mode=0>

<参考資料>

○事業者・団地名一覧

(本発表資料のお問い合わせ先)
中国経済産業局 資源エネルギー環境部
電力・ガス事業課
担 当：田原、金縄
電 話：082-224-5736(直通)
F A X：082-224-5649

(事業者・団地名一覧)

| 通し 番号 | 事業者名 | 団地名 | ①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア \leq 50%)に該 当するか | | ②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/ $0.5 \times 1/2 \leq$ 他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者の シェア)に該当するか | | | 備考 | |
|----------|----------------------|-------------|---|-------|---|---------|------|-----------------------|------------------------|
| | | | | | 旧簡易ガス供給採用件数 | 他燃料採用件数 | 判定結果 | | |
| 1 | 伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社 | 高屋東第2ニュータウン | × | 57.5% | ○ | 0 | 7 | 0.0000 \leq 12.1789 | 適正な競争関係が確保されていると評価できる。 |